

# 鉱害防止積立金制度・鉱害防止事業基金制度の概要

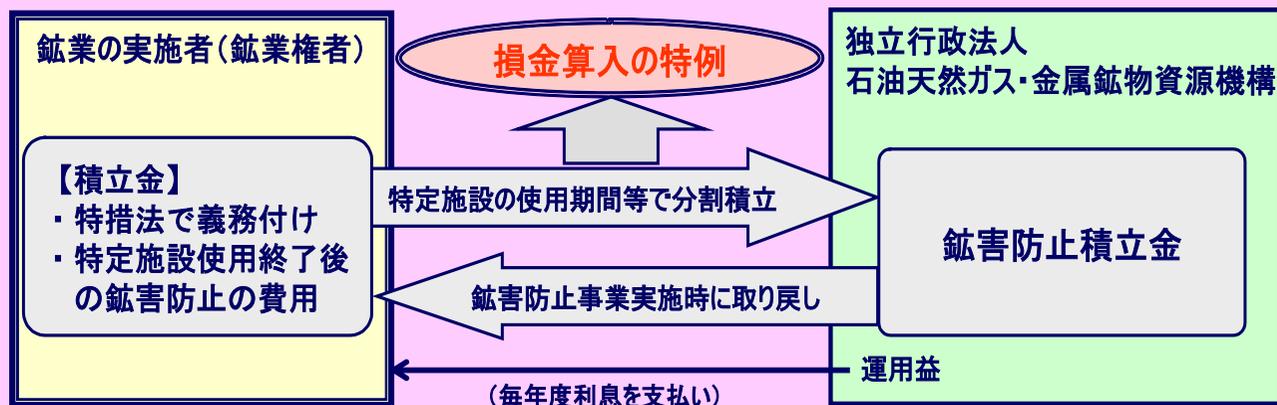
## (1) 鉱害防止積立金制度

鉱山保安法第8条の規定により措置を講じなければならない特定施設の使用終了後に行う鉱害防止費用をあらかじめ担保するため、特措法<sup>(注1)</sup>において鉱業権者に鉱害防止積立金の積み立てを義務付けている。

(注) 1. 特措法：金属鉱業等鉱害対策特別措置法  
 特定施設：金属鉱業等の用に供される坑道、集積場  
 2. 鉱業権者へ毎年度支払われる利息

平成23年10月1日から：1.0%

3. 鉱害防止積立金の積立残額（平成24年3月末現在）：1,823百万円



## (2) 鉱害防止事業基金制度

金属鉱業等では、閉山後に鉱害防止事業を実施しても、有害物質を含む坑廃水が半永続的に流出する場合がある。このため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法では、確実かつ永続的な坑廃水処理が汚染者負担の原則に則り確実に実施されるよう、鉱害防止義務を有する採掘権者等の拠出による鉱害防止事業基金制度と、採掘権者等に代わって永続的な坑廃水処理を行う指定鉱害防止事業機関制度が導入されている。

